

2012年2月 8日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
旭川工業高等専門学校  
校長 高橋 英明 殿

徳島大学教職員労働組合  
委員長代行 樋浦 明夫

## 教員の超過勤務手当の適切な支払いについての要請書

拝啓

日々、旭川高専の発展のためにご尽力のことと拝察します。

さて、貴学の教職員組合より、貴学においては教員の就業時間外の会議等の勤務に対して時間外労働手当が支給されていないとの報告を受けました。これは明確な労働基準法違反であり、組合では団体交渉を重ねているとのことですが、いまだに改善されないとのこと。貴職におかれまして、この事態が労基法違反であるとの認識を持ちながら改善されていないのであれば、それは故意犯であり悪質であると言わざるを得ません。貴学の社会的立場に鑑みて、万一改善がなされないままであるならば、大きな社会的問題となることも考えねばならないことと思われ。以上の理由から即刻の改善を求めます。

敬具